

募集

生活支援サポーター
訪問型サービス従事者養成研修の受講生募集

4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスへの従事を志す人を対象に、介護についての基本的な知識を学ぶための研修を行います。この研修の修了者は、市生活支援サポーターに登録されます。

■各日程午前9時30分～午後4時30分

	実施日	申込期間
A日程	8月31日(休)・9月1日(金)	8月16日(休)まで
B日程	10月23日(月)・24日(火)	9月15日(金)～10月16日(月)
C日程	12月18日(月)・19日(火)	11月1日(休)～12月1日(金)
D日程	平成30年 2月20日(火)・21日(水)	平成30年 1月4日(休)～2月5日(月)

■場市役所大社町別館1階防災研修室

■訪問型サービスでは、生活支援が必要な高齢者の自宅を訪問し、買い物や料理、洗濯などの家事援助を行います。(着替えなどの身体に直接ふれるような身体介護は行いません)

■市内在住・在勤の人

■各日程20人※応募多数時、生活支援サポーターとして働く希望がある人を優先して抽選

■費3,500円(テキスト代)

■注▶介護保険法による介護職員初任者研修とは異なる。

▶生活支援サポーターとして働く場合は、訪問型サービス事業所と雇用契約を結ぶ必要があります。

■申・問長寿介護課 ☎ 983・2759



▲高齢者援助のイメージ

募集

ビジネスプランの実現に向けて
第4回「M-ステ大賞」ビジネスプランを募集



みしま経営支援ステーション「M-ステ」では、市内の中小企業・小規模事業者がこれから取り組む「新商品・サービスの開発」や「販路開拓」などの事業の中で、優秀な「ビジネスプラン」を表彰します。受賞者には、ビジネスプラン実現に必要な経費の一部を補助する「M-ステ支援金」を支給し、三島商工会議所の経営指導員がサポートします。

募集資格

- ①がんばる企業部門…市内に事業所を構える中小企業・小規模事業者
- ②がんばる創業部門…平成29年4月1日～平成30年2月28日に市内に事業所を構えて創業する人

募集対象となるビジネスプラン

- ①がんばる企業部門…「新商品・サービスの開発」「販路開拓」などの取組のうち、未着手もしくは一部着手した事業についての計画
- ②がんばる創業部門…創業時の事業計画

表彰・M-ステ支援金

①がんばる企業部門▶最優秀賞…1件50万円▶優秀賞…3件20万円

②がんばる創業部門▶優秀賞…1件30万円

■申8月18日(金)までに、申込書(三島商工会議所ホームページからダウンロード可)を三島商工会議所 ☎ 411・8644 一番町2・29、✉ info@mishima-cci.or.jp ※必要事項を保存した電子媒体も添付。

■選考日程 ▶第1次選考(書類審査): 8月下旬▶第2次選考(プレゼン審査): 9月25日(月)▶表彰式: 10月10日(火)

■問三島商工会議所

☎ 975・4441

■問商工観光課

☎ 983・2655



▲第3回M-ステ大賞受賞作品

【凡例】 ■時とき・■場場所・■内内容・■講講師・■費費用(記載なしは無料)・■対対象・

■定定員・■持持ち物・■注注意事項・■申申込み(記載なしは不要)・■問問合せ

情報

介護保険負担割合証
(うぐいす色) を発送します

現在お持ちの「りんどう色」の介護保険負担割合証を更新し、「うぐいす色」のものをお送りします。

■一定以上の所得がある人は利用者負担が2割です

本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯内のすべての65歳以上の人の年金収入とそのほかの合計所得金額が346万円以上(単身で280万円以上)ある65歳以上の人が、サービスを利用したときの利用者負担は2割になります。

※第2号被保険者(65歳未満)および住民税非課税者など、この条件に当てはまらない人は、一律1割負担

☑平成29年8月1日時点で要介護(支援)認定をお持ちの人および事業対象者

☎長寿介護課 ☎983・2607



▲新しい介護保険負担割合証

情報

国民健康保険税
賦課限度額が変わります

平成29年度から、国民健康保険税の賦課限度額が変更となります。

国民健康保険税の納税通知書は7月下旬に発送します。
※平成29年度の税率の変更はありません。

	医療分※1	支援分※2	介護分※3
改正前(平成28年度)	52万円	17万円	16万円
改正後(平成29年度)	54万円	19万円	16万円

表内の注意事項

- ※1: 国民健康保険加入者の医療費などに充てられる保険税で、すべての加入者が対象
- ※2: 後期高齢者医療制度を支援するための保険税で、すべての加入者が対象
- ※3: 介護保険制度を支援するための保険税で、40～64歳の加入者が対象

☎税額について…市民税課 ☎983・2626

加入・脱退について…保険年金課 ☎983・2604

情報

国民健康保険のお知らせ
高齢受給者証・限度額適用認定証について

■新しい受給者証はクリーム色です

クリーム色の新しい受給者証を7月末までに郵送します。8月1日(火)から医療機関にかかるときは、必ず、保険証とともに新しい受給者証を提示してください。

☑国民健康保険に加入している70～75歳未満の人。

新たに70歳になる人は、誕生日の翌月1日から受給者証が使用可。※1日生まれの人は当月から使用可

医療費の負担割合区分

	対象	負担
現役並み 所得者以外	昭和19年4月1日以前生まれの人	1割
	昭和19年4月2日以降生まれの人	2割
現役並み所得者		3割

現役並み所得の人 同一世帯内に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者で、住民税の課税所得が145万円以上の人がある人で、次のような場合は申請により、3割の負担割合が1割または2割になります。

- ▶1人世帯: 本人の収入金額が383万円未満の場合
- ▶2人世帯以上: 収入の合計金額が520万円未満の場合(上記世帯は、高齢受給者証対象者の人数です。)

※収入: 必要経費などを差し引く前の金額

保険証の更新 国民健康保険の保険証は10月1日(日)に更新となり、9月末までに郵送します。

■限度額適用認定証について

限度額適用認定証を保険証とともに各医療機関で提示すると、それぞれの窓口負担額(入院・外来別)が自己負担限度額で済みます※詳細は、市ホームページ

☑国民健康保険税の滞納のない人で、次の①②いずれかに当てはまる人▶①70歳未満の人②70歳以上75歳未満で非課税世帯の人(課税世帯の人は高齢受給者証により限度額を判断)

※国民健康保険以外の人は、加入している医療保険に問合せ。

☎保険年金課 ☎983・2604